

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける  
関税率決定に関するインドネシア共和国財務大臣規定 No. 95/PMK.011/2008

財務大臣は、

- a. インドネシア政府と日本政府との経済連携の枠組みにおいて、経済連携に関するインドネシア共和国と日本との合意（*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*）に関する大統領規定 2008 年 36 号に基づき、インドネシア政府により採択済みの包括的協定（*Framework Agreement*）が定められていること、
- b. 関税に関する法律 1995 年 10 号 13 条 2 項及び改正法 2006 年 17 号に基づき、財務大臣は、国際協定や合意に基づく関税率を定めること、
- c. 上記 a と b に基づき、インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規定を定める必要があること、

を考慮し、

- 1. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
- 2. インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意（*Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership*）に関する大統領規定 2008 年 36 号
- 3. 大統領令 2005 年 20/P 号

を鑑み、

以下を決定した

インドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意の枠組みにおける関税率決定に関する財務大臣規定

を定める。

本資料は、インドネシア財務大臣規定（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタセンターが和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。関税率表などの添付文書について、分量の多いものは省略しています。（原文は、各頁上覧のアドレスから入手可能です。）

出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。

正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。

また、ジェトロは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

## 1 条

- (1) 2008 年から 2012 年までのインドネシア共和国と日本との経済連携に関する合意に基づく輸入品にかかる関税率を本大臣規定の添付 I と添付 II の通り定める。
- (2) 第 1 項に規定する関税率の適用は、以下の通りとする：
  - a. 添付 I の 5 と添付 II の 6 に規定する 2008 年の関税率は、2008 年 7 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日まで
  - b. 添付 I の 6 と添付 II の 7 に規定する 2009 年の関税率は、2009 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日まで
  - c. 添付 I の 7 と添付 II の 8 に規定する 2010 年の関税率は、2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで
  - d. 添付 I の 8 と添付 II の 9 に規定する 2011 年の関税率は、2011 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日まで
  - e. 添付 I の 9 と添付 II の 10 に規定する 2012 年の関税率は、2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日まで
- (3) 第 1 項に規定する添付は、本大臣令と切り離すことの出来ない一部をなすものである。

## 2 条

第 1 条の規定は、以下の通り実施される:

- a. 権限を有する者の署名済みの原産地証明書 (JIEPA 書式) のある物品の輸入に限り適用する。
- b. 上記 a に規定する原産地証明書 (JIEPA 書式) は、経済連携に関するインドネシア共和国と日本の合意にある関税率が、一般に適用される関税率より高い又は同じ場合には必要としない。
- c. 輸入者は、輸入税関申告書書類に特惠関税譲許コードと原産地証明書 (JIEPA 書式) の番号を記載することが義務付けられる。
- d. 輸入者は、輸入通関申告書 (PPI) 提出時に原産地証明書 (JIEPA 書式) の原本を輸入港の税関事務所に提出することが義務付けられる。

3条

本財務大臣規定は、規定の発効日以降、輸入港の税関事務所から登録番号を取得した輸入通関申告書（PPI）により行う物品の輸入に対し適用される。

4条

関税総局長は、本財務大臣規定を実行しなければならない。

5条

本財務大臣規定は、2008年7月1日に発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規定をインドネシア共和国官報に記載するものとする。

2008年6月30日、ジャカルタにて制定  
財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

写しは原本の通りである。

総務部長

アントニウス・スハルト

(注：本大臣規定の添付 I と添付 II は、省略)